

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
お休み
の翌日
の翌日)

◇ 告 示 目 次

- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 保険医療機関等の指定
- 土地改良区の役員就退任
- 新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良法による換地計画の適否の決定(三件)
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の認可
- 開発行為に関する工事の完了
- 鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿について異議の申出がなかつた旨及び当該選挙において選挙すべき委員の数
- 風俗営業等取締法による聴聞

告 示

鳥取県告示第一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づ

き、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。

昭和五十一年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
明島産婦人科医院	倉吉市幸町五〇七一八	昭和五十年十二月四日
都 田 医 院	境港市京町八七	” 十三日
百村眼科医院	鳥取市末広温泉町二一一 誠ビル二階	昭和五十一年一月一日

鳥取県告示第二号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から薬局及び診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
桜井薬局	鳥取市立川町二丁目	昭和三十一年九月十八日
ローズ薬局	” 長谷一〇八	昭和四十四年十月二十九日
平野薬局	” 川端二丁目	昭和四十六年十二月二十六日

角尾薬局	賀露町一〇四七	昭和五十年一月六日
伊藤耳鼻咽喉科医院	吉方温泉町一丁目 六二〇―一三	十月二十六日
横川歯科医院	境港市元町一八〇〇	十一月三日
都田医院	京町八七	十月二十八日

鳥取県告示第三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十一年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
安達医院	米子市両三柳二〇四八	昭和五十年十二月二十四日
吹野小児科内科医院	米子市米原五七一の二	十五日
鳥取県立厚生病院	倉吉市下田中三四三	二十日
三朝町国民健康保険 竹田診療所	東伯郡三朝町大字穴鴨 一六八	二十五日
田中薬局	西伯郡淀江五七三	十八日

稲賀医院	境港市上道町九二六	二十九日
西本医院	八頭郡船岡町見規中 一五三一―一〇	昭和五十一年一月一日
清水歯科医院	鳥取市賀露町一〇五八	"
今田歯科岩倉医院	鳥取市岩倉上樋掛 四五二―一七	"
安田歯科医院	米子市朝日町五	"
大月歯科医院	倉吉市上井三一六の六	四日
明石歯科診療所	西伯郡名和町御菜屋字西 大草松一三三―一四	一日
大山町国民健康保険 大山寺診療所	西伯郡大山町大山上野原 一四五―一四	昭和五十年十二月二十一日
百村眼科医院	鳥取市末広温泉町二二一	昭和五十一年一月一日

鳥取県告示第四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十一年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

飯盛山土地改良区
退任した役員の氏名及び住所
理事 奥田 優 八頭郡佐治村大字津無三六〇番地

西尾豊寿	五九四番地三
西尾幸男	四五四番地
前田長壽	八四〇
中谷義晴	高山六一〇
前田寛文	津無一〇八〇
岡島智栄	古市二二二〇
前田宏	津無六〇八番地一
西尾文雄	六六番地
西尾明敏	加瀬木一三四〇〇

任期満了により退任

飯盛山土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 奥田 優	八頭郡佐治村大字津無三六〇番地
岡島智栄	古市二二二〇
青柳弟次	津野三八三番合併地
前田宏	津無六〇八番地
西尾文雄	六六〇
西尾幸男	四五四番地
田中譲	大井三二二番地
前田寛文	津無一〇八〇
小谷拓	四三三〇
小谷徳朗左衛門	加瀬木三八九〇

昭和五十年六月十三日開催の通常総会において選任され昭和五十年六月二十八日就任 任期三年

北条町土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 三谷 武 東伯郡北条町大字弓原六一七

昭和五十年九月二日死亡により退任

鳥取県告示第五号

昭和五十年十二月十七日付けで西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(西伯地区ほ場整備)事業については、審査の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地

西伯町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、千代地区第二工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の

規定に基づき、箕蚊屋地区第五工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、箕蚊屋地区第七工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九号

昭和五十年十一月十五日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良(別府地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

用瀬町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(富吉地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年十二月二十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十一年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年八月九日 鳥取県指令受都計第三百五十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市浜坂字東浜

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市生野区鶴橋北之町二丁目一二七番地 松山 透

鳥取県告示第十二号

昭和五十一年二月一日執行する鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の選挙に係る選挙人名簿について、異議の申出がなかつたので、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十二条第一項の規定により、及び当該選挙において選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同令同条第四項の規定により公告する。

昭和五十一年一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 七人
- 二 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 一人

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十一年一月九日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十一年一月二十二日午後一時から

鳥取県警察本部分鳥取県公安委員会委員室（県庁本庁舎七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 兵庫 兵庫市伊勢町五番地の八
株式会社米子国際サウナ
代表取締役 川崎 昌彦
- 東伯郡東伯町大字浦安四八九番地の三
黒住美代子

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月五百円（送料を含む）】